

宮城県自然環境保全審議会会議録

日時 令和2年10月5日（月）
午後4時から
場所 宮城県庁4階 特別会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 議 事
 - (1) 宮城県自然環境保全審議会会長の決定について
 - (2) 会長による副会長の指名，各部会に属する委員及び専門委員の指名，各部会長及び代理者の指名について
 - (3) 県指定鳥獣保護区の指定及び第1 2次鳥獣保護管理事業計画の変更について
- 4 その他
- 5 閉 会

【 資 料 】

資料1 県指定鳥獣保護区の指定及び第1 2次鳥獣保護管理事業計画の変更について

参考資料1 宮城県自然環境保全審議会の概要

参考資料2 自然環境保全審議会条例

参考資料3 宮城県自然環境保全審議会審議事項一覧

参考資料4 宮城県自然環境保全審議会の過去の10年間の審議事項

1 開会

(始めに、委員委嘱状配布並びに事務局の出席者の紹介が行われた後に佐々木環境生活部次長が挨拶を行った。)

2 挨拶 (佐々木 均環境生活部次長)

本日は大変お忙しい中、皆様方には、宮城県自然環境保全審議会にご出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。また、お集まりの皆様には日頃から本県の自然環境保全の推進について、格別のご理解とご支援を賜っていることに対して、この場をお借りして心から感謝申し上げます。

先ほど新たに二名の方をお迎えし、委員の皆様には職長報告としてご就任をいただいた。司会からお話がありましたが、委員の皆様には今後2年間にわたって、本県の自然環境保全行政の重要事項についてご審議いただくことになるので、どうぞよろしくお願ひしたい。

本審議会は法令に基づき、県民に属されました事項を調査審議するほか、知事の指導に応じて自然環境の保全に関する重要事項を調査、審議する機関として設置をされている。また本審議会での審議に加え、諮問事案に応じまして、自然環境部会、温泉部会において、それぞれ専門の分野での審議を行っていただくということになっている。

本日は初めての形になるので、新たな形ということで、会長の選出、副会長の指名などを行っていただき、その後、県指定鳥獣保護区の指定、及び第12次鳥獣保護管理事業計画の変更についてご審議をお願いしたい。

限られた時間であるが、本日ご出席の皆様のお立場や見識に基づき、忌憚のないご意見やご提言をお願いする。

(事務局より本日の出席者数を報告(構成委員23名中19名が出席し、過半数を満たしていることから、審議会条例第6条第2項の規定により有効に成立している)。次に、本日の会議の公開・非公開について、平成12年3月21日に開催された当審議会において審議された結果、審議案件は公開となっていることから、本日の審議会は公開で行われる旨を報告。)

3 議事

(議事1) 宮城県自然環境保全審議会会長の決定について

司 会：まず初めに、当審議会の会長の選出となるが、会長が決まるまで、土屋範芳委員に議長をお願いしたいと、ご承認いただけるか。

各 委 員：(異議無し)

司 会：それでは土屋範芳委員、よろしくお願ひする。

土屋(範)委員：それでは仮議長を務めさせていただく。会長の選出について当審議会条例第

4条第1項の規定により、委員の互選により選出されることとなっている。
どなたか推薦等あるか。

土屋(剛)委員：西村委員を会長に推薦したいと思う。

土屋(範)委員：ただいま、土屋委員から西村委員を会長に推薦する旨の発言があったが、意見等はあるか。

各 委 員：(異議なし)

土屋(範)委員：「異議なし」ということなので、当審議会の会長は西村委員にお願いしたい。
よろしく願います。以上もって議長を交代させていただく。

司 会：それでは西村会長、会長席へ移動願う。(西村会長、会長席へ移動)ただいま選出された西村会長から一言あいさつをいただく。

西 村 会 長：推薦いただいた西村です。前期に引き続き会長をさせていただくこと、光栄
と思っている。全力で委員にあたりたいと思うのでどうぞよろしくお願いしたい。
皆様方新型コロナウイルスの影響何かと不便をされていると思うし、
これからもまだ続くようだ。その中でも、この自然環境保全というような審
議等に関しては、粛々と進めていかなければならない。宮城の非常に豊かな
自然環境保全するために、鳥獣とのソーシャルディスタンスをうまくとりな
がらつき合っていく、或いは温泉等自然の恵み、宮城の魅力をずっと次の世
代まで、引き継いでいくということはとても大事な仕事だと思っているので
どうぞ皆様に協力いただき、進行させていただくので、活発に審議をお願い
したい。
それでは座らせていただく。

司 会：それでは、審議会条例第6条第1項の規定により、以後の進行について、西
村会長に願います。

西 村 会 長：それでは、議長を務めさせていただく。始めに本日の予定だが、審議会の終
了予定は17時となっている。協力をよろしくお願いしたい。

(議事2) 会長による副会長の指名、各部会に属する委員及び専門委員の指名、各部会
長及び代理者の指名について

西 村 会 長：審議会条例第4条第1項の規程により副会長の指名を、第5条第4項、第5
項・7項の規定により各部会に属すべき委員及び専門委員の指名、各部会
の部会長の指名、代理者の指名を行う。

まず、副会長を指名いたします。

第1順位の副会長、伊藤絹子委員、

第2順位の副会長を益子保委員に願います。

次に自然環境部会、温泉部会に属すべき委員と専門委員、各部会の部会長及び代理者を指名する。

自然環境部会については、委員の中から生駒順一委員、伊藤絹子委員、大越和加委員、小林秀樹委員、鈴木美紀子委員、陶山佳久委員、土屋剛委員に願います。

また、専門委員の中から、特定非営利活動宮城県森林インストラクター協会会長の高橋孝紀委員、公益財団法人宮城県緑化推進委員会の河野裕委員、公益財団法人宮城県伊豆沼内沼環境保全財団研究員の藤本泰文委員に願います。自然環境部会長は、伊藤絹子委員、その代理者は陶山佳久委員に願います。

続いて温泉部会については、委員の中から永広昌之委員、土屋範芳委員、富岡佳久委員、益子保委員、村上英人委員に願います。

また専門委員の中から、一般社団法人宮城県温泉協会理事の岩松廣行委員、佐藤法律事務所弁護士の佐藤靖祥委員、東北大学大学院特命教授の高山真委員、一般社団法人宮城県温泉協会理事の沼倉浩章委員に願います。温泉部会長は益子保委員、その代理者は永広昌之委員に願います。

(議事3) 県指定鳥獣保護区の指定及び第12次鳥獣保護管理事業計画の変更について

西村会長：事務局から内容の説明を願います。

事務局：それでは議事3について説明をする。(資料1を参照)

資料に記載の諮問事項、県指定鳥獣保護区の指定及び第12次鳥獣保護管理事業計画の変更については、前回8月31日開催の審議会において説明し、了承いただき、パブリックコメント後に改めて審議することされていた。パブリックコメントは9月1日から9月23日までを募集期間とし、計画案及び関係資料は県ホームページに掲載するとともに、県庁県政情報センター、仙台地方振興事務所を除く各地方振興事務所県政情報コーナー、自然保護課を公表場所に設定し実施した。意見等の提出方法は、郵便、FAX、電子メールとした。

その結果、募集期間内に提出された意見等はなかったため、報告する。

議事3については以上である。

西村会長：ただいまの説明について、何か確認したいことはあるか。よろしいか。

各 委 員：(なし)

西 村 会 長：それでは、県指定鳥獣保護区の指定及び第12次鳥獣保護管理事業計画の変更については、原案を了承することとして知事に答申してよろしいか。

各 委 員：(異議なし)

西 村 会 長：では異議がないようなので、そのとおりにさせていただきます。

4 その他

西 村 会 長：それではその他、何か委員や事務局の方からあるか。

各 委 員：(なし)

西 村 会 長：それでは以上で本日の議事はすべて終了とさせていただきます。

5 閉会

司 会：委員の皆様におかれましては、忙しいところお集まりいただき、感謝する。
以上をもって、本日の宮城県自然環境保全審議会の一切を終了する。